三　学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは特別支援学校の専攻科（修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

四　学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限二年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第九十条第一項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限二年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

五　外国において、学校教育における十四年以上の課程を修了した者

○厚生労働省告示第三百五十九号

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）第六条において準用する児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の二第一項の規定に基づき、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年九月一日から適用する。

平成二十七年八月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。なお、規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一第一項又は第二項の規定による筆記試験科目の免除を受けた場合は、次の各号の規定により指定保育士養成施設において修得することとされた教科目のうち当該免除を受けた科目を修得したものとみなす。

一　幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。）を有する者が、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設（次号において単に「指定保育士養成施設」という。）において、規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十第二項に掲げる筆記試験科目（同項第二号の教育原理及び同項第五号を除く。）に相当する教科目を修得すること。

二　子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日から五年の間に限り、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者が、次に掲げる施設において三年（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）以上従事し、指定保育士養成施設において規則第六条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十第二項の筆記試験科目（同項第二号の教育原理、同項第五号及び第八号に係る科目を除く。）に相当する教科目を修得すること。

イ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項に規定する認定及び同条第五項に規定する公示をされた認定こども園

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（同条に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。）

ハ　児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所

ニ　児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育を目的とする施設であって、保育所に類する施設

○環境省告示第百七号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十条第一項及び第二項の規定に基づき、特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年八月三十一日

環境大臣　望月　義夫

一　土壌等の除染等の措置を実施する土地の所在地及び土地等

所在地	土地等
福島県南相馬市小高区泉沢字後廻十番	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字後廻二十二番	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字後屋四十番	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字金谷廻三番	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字金谷廻二十番	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字金谷廻二十四番	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字戸ノ内前十七番一	宅地等
福島県南相馬市小高区泉沢字宮内八番三	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字宮内九番三	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字宮内十番二	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字宮内二十番二	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字八重廻二十四番二	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字薬師前十五番	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字薬師前十六番	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字薬師前八十四番十二	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字薬師前八十八番四十四	山林
福島県南相馬市小高区泉沢字薬師前九十番三	山林
福島県南相馬市小高区井田川字南新田二百八十九番一	宅地等
福島県南相馬市小高区浦尻字大塚百九番	山林
福島県南相馬市小高区浦尻字小京廻六十三番	山林
福島県南相馬市小高区浦尻字林崎四十四番一	山林
福島県南相馬市小高区浦尻字林崎五十八番	山林
福島県南相馬市小高区浦尻字町百十四番十	宅地等
福島県南相馬市小高区蛯沢字笠谷九番	山林
福島県南相馬市小高区蛯沢字源蔵廻九十五番	山林
福島県南相馬市小高区蛯沢字中堤十六番	山林
福島県南相馬市小高区蛯沢字沼ノ入三番	山林
福島県南相馬市小高区蛯沢字無入十番一	山林